

広島県告示第八百六十一号

広島県広島ヘリポート運用規程を次のように定める。

平成二十四年十一月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県広島ヘリポート運用規程

(趣旨)

第一条 この規程は、広島県広島ヘリポート条例(平成二十三年広島県条例第二十八号。以下「条例」という。)第六条の規定により、広島県広島ヘリポート(以下「ヘリポート」という。)の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(ヘリポート情報の提供)

第二条 知事は、離着陸等のためヘリポートを利用するヘリコプター(以下「ヘリポート利用機」という。)の運航を援助するとともに、ヘリポートの施設の効率的な活用を図るため、ヘリポートの対空通信局(以下「対空通信局」という。)からの無線電話により、ヘリポート利用機に対して、その運航に必要な情報(以下「ヘリポート情報」という。)の提供を行う。

2 前項のヘリポート情報の提供は、次に掲げる時点において行う。

一 ヘリポートに着陸しようとするヘリコプターに対しては、次条第一項の位置の通報を行ったとき

二 ヘリポートを離陸しようとするヘリコプターに対しては、移動を開始する前

3 前項の情報提供を受けたヘリコプターは、当該情報を確認するものとする。この情報の確認ができなかったヘリコプターは、速やかに対空通信局と再度連絡を取り合い、提供情報を確認するものとする。

4 提供するヘリポート情報の内容は、次に掲げるとおりとする。

一 使用滑走路

二 滑走路、誘導路等の工事、障害、破損その他のヘリポートの施設の状況に関する情報

三 ヘリポートで観測した気象に関する情報

四 ヘリポート及びその周辺の航空交通情報

5 ヘリポート情報の提供は、次に掲げる対空通信により行うものとする。

一 無線電話の電波の型式はA3Eとし、周波数は百三十・六五メガヘルツを使用し、出力は十ワットとする。

二 対空通信局の呼出符号は、「HIROSHIMA FLIGHT SERVICE」とする。

6 知事は、ヘリポート情報を安定的かつ確実に提供するため、航空情報の提供に関して専門的な技術又は経験を有する者をヘリポートに置く。

(位置の通報)

第三条 ヘリポートに着陸しようとするヘリコプターは、別表に掲げる目視による位置通報点(以下「目視位置通報点」という。)において、位置の通報を行うものとする。目視位

置通報点における通報が困難な場合においては、ヘリポート標点から五マイルの地点において、位置の通報を行うものとする。

2 前項の通報の内容は、次に掲げるとおりとする。

- 一 当該ヘリコプターの登録番号又は無線呼出符号
- 二 当該ヘリコプターの目視位置通報点（第一項後段の場合にあつては、ヘリポートからの方向及び距離）又は現在位置及びその地点における高度
- 三 その他ヘリコプターの運航の安全に影響があると認められる事項
（ヘリポート利用機のヘリポートの利用方法）

第四条 ヘリポート利用機は、あらかじめ知事の承認を受けた場合を除き、ヘリポート標点から十マイル以内の周辺空域において対空通信局と交信が可能な無線電話を装備するものとする。

- 2 ヘリポート利用機は、ヘリポートの運用時間外に利用する場合又は無線電話を装備していない場合には、自ら運航のため必要な情報を収集するものとする。
- 3 ヘリポート利用機は、他のヘリコプターに危険を及ぼす離着陸を行ってはならない。
- 4 ヘリポートに離着陸をしようとするヘリコプターは、次に掲げる方法により運航するものとする。

- 一 ヘリポートに着陸するヘリコプターは、原則として目視位置通報点を經由して、場周経路へ進入する。
- 二 ヘリポートを離陸したヘリコプターは、原則として離陸上昇安全高度に達した後、目的の方向へ速やかに離脱する。

（情報提供等の時間）

第五条 第二条のヘリポート情報の提供は、特に必要がある場合を除き、ヘリポートの運用時間内に限り行う。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成二十四年十一月十五日から施行する。
（広島県広島西飛行場運用規程の廃止）
- 2 広島県広島西飛行場運用規程（平成五年広島県告示第七十号）は、廃止する。

別表(錶三米圖送)

| 目視位置通報点の名称 (Call sign) | ヘリポート標点からの方位/距離 (BRG/DIST from ARP) | 備考 (Remarks) |
|---------------------------|--|--|
| 祇園 Gion | 〇四〇度/五海里 | 祇園大橋 Bridge |
| 海田 Kaita | 一〇〇度/六海里 | 自衛隊海田基地 Base |
| 切串 Kirikushi | 一四八度/五・四海里 | 切串港半島 Peninsula |
| 大野 Ono | 二四三度/六海里 | 競艇場 Boat race facilities |
| 魚切 Uokiri | 三一二度/五・三海里 | ダム Dam |
| 沼田 Numata | 三六〇度/五海里 | 山陽自動車道広島 JCT Express way Junction |